

民事月報

Vol.71 No.7

巻頭言

～アンチテーゼのすすめ～

堂蘭 幹一郎

特集

～筆界特定制度創設10周年～

論説・解説

不動産登記令等の一部を改正する政令及び不動産登記規則等の一部を改正する省令の解説（3）

宮崎 文康

中山 隆弘

藤本 悠介

『成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の逐条解説』

大塚 竜郎

会同・事務打合せ会

法務局・地方法務局会計課長会同

通達・回答

（国籍）

日本国籍と米国籍の重国籍であると称する者からの国籍選択届について受理することはできないとされた事例

2016（平成28年）—7

法 務 省 民 事 局

第6 おわりに

本改正の施行後においても、法令上、法人の登記事項証明書の提供を求めている手続については、これを会社法人等番号の提供に代えることはできないことから、登録免許税の非課税措置を受ける際（登録免許税法（昭和42年法律第35号）第4条第2項、別表第3、1の3の項、改正前の登録免許税法施行規則（昭和42年大蔵省令第37号）第2条の2第1項第2号イ、第2項）には引き続き法人の登記事項証明書の提供が必要とされていたが、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令（平成28年財務省令第19号）により当該規定が改正され、平成28年4月1日から、会社法人等番号を記載した書類をもって代えることができることとされている。

本稿においては、改正政令、改正省令、改正準則及び施行通達の内容容についての解説を試みた。これにより、不動産登記事務等が円滑に取り扱われることの一助となれば幸いである。

『成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の逐条解説』



法務省民事局付

大塚竜郎

第1 はじめに

「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成28年法律第27号。以下「改正法」という。）が平成28年4月6日に成立し、同月13日に公布された。

改正法は、自民党及び公明党の議員¹が中心となって、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」²とともに起草したもので、平成28年3月23日、衆議院内閣委員会において、同委員会提出の法案とすることが委員の賛成多数により決定され、同月24日に衆議院本会議で可決された後、同月5日に参議院内閣委員会、同月6日に参議院本会議でそれぞれ可決され、成立したものである。

改正法は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行するとされており（附則）、施行期日は平成28年10月13日である。

本稿は、改正法（引用条文中、改正部分に下線を付した。）についての解説を試みるものであるが、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の個人的見解である。

1 主な議員として、田村憲久議員、盛山正仁議員（以上、自民党）、大口善徳議員、高木美智代議員（以上、公明党）が挙げられる。

2 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」は、参議院における法案の技術的修正を経て、同月8日に衆議院で可決・成立し、同月15日に公布されている（同年5月13日施行）。

第2 民法（明治29年法律第89号）の一部改正（改正法第1条関係）

（成年後見人による郵便物等の管理）

第860条の2（新設） 家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の請求により、信書の送達の手続きを行う者に対し、期間を定めて、成年後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書郵便物（次条において「郵便物等」という。）を成年後見人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2 前項に規定する嘱託の期間は、六箇月を超えてできない。

3 家庭裁判所は、第一項の規定による審判があった後事情に変更を生じたときは、成年後見人、成年後見人若しくは成年後見監督人の請求により又は職権で、同項に規定する嘱託を取り消し、又は変更することができる。ただし、その変更の審判においては、同項の規定による審判において定められた期間を延長することができる。

4 成年後見人の任務が終了したときは、家庭裁判所は、第一項に規定する嘱託を取り消さなければならない。

1 本案の趣旨

本条は、成年後見人が成年被後見人の財産を正確に把握し適切な財産管理を行うために必要がある場合に、家庭裁判所の審判を得て、成年被後見人宛郵便物等の回送（一般的には「郵便転送」と呼ばれることもあるが、本稿では、郵便法第35条の「転送」（受取人の住所変更等の届出に基づいて行うもの）と区別するため、「回送」の用語を用いることとする。）を受けることができることとしたものである。

成年被後見人宛郵便物等の中には、株式の配当通知、貸金庫の利用明細、外貨預金の入出金明細といった成年被後見人の財産に関する郵便物や、クレジットカードの利用明細、金融機関からの請求書又は督促状といった成年被後見人の債務に関する郵便物が含まれることが想定されるところ、これらの郵便物等は、成年後見人が成年被後見人の財産状況を正確に把握し、適切な財産管理を行う上で極めて重要な役割を果たすものである。

しかしながら、成年被後見人が郵便物等を自ら適切に管理することが困難な場合には、その財産が損なわれるおそれがある。しかも、これまでは成年後見人が成年被後見人宛郵便物等の回送を受けることは認められていなかった。このため、特に成年後見人が同居の親族以外の者である場合には、成年後見人が成年被後見人宛ての郵便物等の存在や内容を十分に把握することができず、適切な財産管理に支障を来すおそれがあるとの指摘がされていた。

そこで、このような問題を解決するために新設されたのが本条の規定である。

もともと、成年被後見人宛郵便物等を成年後見人に回送することは成年被後見人の通信の秘密（憲法第21条第2項後段）を制約するものであることから、本条においては、回送の嘱託の期間を制限すること等により、成年被後見人の通信の秘密への配慮がされている。

2 郵便物等の回送嘱託の審判（第1項）

（1）定義及び回送の対象

家庭裁判所は、成年後見人がその事務を行うに当たって必要があると認めるときは、成年後見人の申立てに基づき、成年被後見人宛郵便物等の配達の嘱託の審判をすることにも、信書の送達の手続きを行う者に対し、期間を定めて、成年被後見人宛郵便物等を成年後見人に配達（回送）すべき旨を嘱託することができる。

回送先としては、成年後見人の住所のほか、成年後見人が専門職（弁護士、司法書士等）である場合における事務所所在地をも含むものと解される。

「信書の送達の手続きを行う者」とは、日本郵便株式会社³（以下「日本郵便」という。）等という。

また、回送の対象となる「郵便物等」とは、郵便法上の「郵便物⁴」又は

3 郵便の業務は日本郵便株式会社が行うこととされている（郵便法第2条）。

4 郵便物とは、第1種郵便物（筆書した書状と内容とするもの等）、第2種郵便物（郵便書）、第3種郵便物（日本郵便株式会社の承認を得た定期刊行物）及び第4種郵便物（通信教育を行うために発受する郵便物、盲人用点字のみを掲げたもの等）をいう（郵便法第14条以下）。

民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する「信書便物⁵」をいう。これに対し、物品の送付に利用される「ゆうパック」等は、郵便法上の郵便物に該当しないため、回送の対象とはならない。

なお、家庭裁判所から成年被後見人に宛てた郵便物等（例えば、家庭裁判所が成年被後見人の申し立てた成年被後見人解任申立事件に係る審判を成年被後見人に告知する際の郵便物などが想定される。）については、成年被後見人でなく成年被後見人本人に配達すべきものであることから、前記囑託の審判において、その対象に含まない旨明記しておくことが考えられる。また、成年被後見人が成年被後見人に宛てた郵便物等（成年被後見人が本条に基づき成年被後見人宛郵便物等の回送を受けて閲覧した後に成年被後見人に郵送する場合などが想定される。）についても、成年被後見人として当該郵便物等の回送を求めないのが通常であろうから、申立てに当たっては、その旨を明示した申立てをすべきであると考えられる。他方、家庭裁判所及び成年被後見人以外の差出人から成年被後見人に宛てた郵便物等は、全て回送囑託の対象となる。したがって、例えば、ダイレクトメールを除外するといったような差出人等の限定を付した回送囑託の審判の申立ては認められない。

成年被後見人としては、郵便物等の回送を必要とする場合には、家庭裁判所に対して成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑託の審判を申し立て、これに基づいて家庭裁判所により囑託の審判がされれば、審判確定後に家庭裁判所から日本郵便等に対して、その旨の通知がされることになる（本改正後の家事事件手続法第122条第2項）ため、成年被後見人から日本郵便等に対して回送の申請等をする必要はない。

5 信書便物とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項）。

なお、信書とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書（郵便法第4条第2項）をいい、信書便とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項）をいう。

（2）郵便物等の回送が後見類型のみに限定された理由

郵便物等の回送は、前記1のとおり、成年被後見人が郵便物等を自ら適切に管理することが困難な場合には、その財産が損なわれるおそれがあることに鑑み、成年被後見人が適切な財産管理を行うための方策として新設されたものである。

これに対し、保佐及び補助においては、被保佐人及び被補助人が郵便物等について自ら相応の管理をすることが可能と考えられる。また、保佐人及び補助人は、包括的な財産管理権を有する成年被後見人とは異なり、家庭裁判所により与えられた代理権の行使に必要な範囲で財産管理をすることができるとはならないため、保佐や補助についてまで郵便物等の回送を認めることは、被保佐人及び被補助人の通信の秘密を不当に侵害することにもなりかねない。

このため、本条は後見類型のみが対象とされている。

3 郵便物等の回送の囑託期間（第2項）

（1）囑託期間の制限（6か月を超えない期間）

第2項は、第1項により家庭裁判所が定める囑託の期間につき、6か月を超えないことができないとの制限を課している。成年被後見人は、破産手続等とは異なり、後見開始の審判が取り消されない限り、成年被後見人の死亡まで継続することになるため、それが相当の長期間に及ぶことも珍しくなくない。そこで、成年被後見人の通信の秘密に配慮し、回送の囑託期間については6か月を超えてはならないという制限を設けたものである。

財産に関する郵便物等は、通常、一定期間ごと（例えば1か月に1回）に郵送される場合が多く、成年被後見人としては、その期間内（おおむね数か月間）に郵送された郵便物等を調査すれば、成年被後見人の財産関係に関する郵便物等の存在をおおむね把握することができるものと考えられ

6 未成年被後見人は、包括的な財産管理権を含め、親権者と同じの権利義務を有し、身上監護義務を負っている（民法第857条本文）ことから、郵便物等の回送制度の対象としくても、必要に応じて、未成年被後見人に郵便物等の交付を求めるなどとした上で、これを閲覧することができると考えられる。

(2) 嘱託の取消しの審判

まず、嘱託の「取消し」とは、既に行われている郵便物等の回送を中止することをいう。取消しの効力は審判の確定により将来に向かって生ずるものであり、これより前に行われた郵便物等の回送には何らの影響を及ぼさない。取消しの審判をすべき場合としては、郵便物等の回送を行う必要がなくなった場合（例えば、当初は成年被後見人とは別の場所に居住していた親族後見人が介護等のため成年被後見人と同居するに至った場合）等が考えられる。

(3) 嘱託の変更の審判

次に、嘱託の「変更」としては、①嘱託期間の短縮のほか、②回送嘱託の審判後における成年被後見人の転居⁸、③複数の成年被後見人が選任されている場合において、回送先のある成年被後見人から他の成年被後見人に変更すること等が考えられる。また、成年被後見人が転居した場合にも、変更の審判を得る必要があると解される⁹。

他方で、本項ただし書は、変更の審判により嘱託期間を伸長することはできないとしている。したがって、嘱託期間の延長や更新は、「変更」に含まれない。嘱託の取消し又は変更の審判は、郵便物等の回送によって成年被後見人の通信の秘密を過度に制約することを防止するために認められるものであるところ、嘱託期間の延長や更新は、かえってその制約を強めることになるためである。

このため、仮に当初の嘱託期間の満了後もなお郵便物等の回送を行う必要がある場合には、前記のとおり、成年被後見人において再度回送嘱託の審

8 仮に成年被後見人宛郵便物等の回送を受けている成年被後見人が自らの転居後も変更の審判の申立てをせず、日本郵便等が適切な回送先を把握することができなくなった場合には、当該郵便物を差出人に返送せざるを得ないことになりかねず、成年被後見人に大きな不利益を及ぼすことから、このような成年被後見人の任務懈怠は審判注意義務違反になるものと考えられる。

9 このような場合には、家庭裁判所から成年被後見人の新住所を管轄する郵便局に対して新たな審判（変更の審判）を通知しておかないと、通常は当該郵便局が回送嘱託の存在を把握することができないものと考えられるので、成年被後見人の新住所宛に届く郵便物等が成年被後見人に回送されないとの事態が生じ得ることになってしまう。

る。その上で、成年被後見人としては、自ら把握した郵便物等の差出人に連絡を取り、以後は成年被後見人に直接送付するよう求めるなどの措置を講ずることが可能と考えられる。したがって、回送の嘱託期間が6か月以内であっても、成年被後見人の財産関係の把握には十分な効果を有するものと思われる。

(2) 再度の申立ての可否（積極）

本条第2項は、嘱託期間がいったん満了した後になお郵便物等の回送を行う必要がある場合に、成年被後見人において再度回送嘱託の審判の申立てをすることを禁止する趣旨ではない。もともと、同項は、成年被後見人の通信の秘密に配慮して期間の上限を設けるものであり、その上限となる期間（6か月）は、成年被後見人が成年被後見人の財産状況を把握するのに通常必要な期間を考慮して定められたものである以上、再度の回送嘱託の申立てが認められるのは、従前の嘱託期間のみでは成年被後見人の財産関係を十分に把握することができなかったことについてやむを得ない事由がある場合等に限り得ると解すべきであろう。

4 嘱託の取消し及び変更の審判（第3項）

(1) 概要

家庭裁判所は、第1項の嘱託の審判の後、事情に変更を生じたときは、成年被後見人、成年被後見人若しくは成年被後見監督人の請求により又は職権で、嘱託を取り消し、又は変更することができる。第3項は、郵便物等の回送が成年被後見人の通信の秘密を制約するものであることに鑑み、成年被後見人等に第1項の嘱託の取消し及び変更の申立権⁷を与えるとともに、家庭裁判所の職権によって取消し及び変更ができることとしたものである。

7 成年被後見人は、一般的には手続行為能力を制限されている（家事事件手続法第17条第1項において準用する民事訴訟法第31条）が、本審判事件については、本改正により新設された家事事件手続法第8号（後記）に基づき、意思能力があれば、自ら手続行為をすることができると解される。

判の申立てをして、新たに司法審査（再度の回送嘱託の審判）を受ける必要がある¹⁰ことになる。

5 成年後見人の任務終了による嘱託の取消し（第4項）

成年後見人の任務が終了したとき（例えば、当該成年後見人が辞任し、又は解任された場合¹¹（民法第844条、第846条）等）は、家庭裁判所は、第1項の嘱託を取り消さなければならない。

なお、成年被後見人が死亡した場合には、成年後見人は当然に終了するとされている（民法第1111条第1項、第653条第1号参照）ため、家庭裁判所の審判を待つまでもなく、回送嘱託は当然に終了する¹²。もっとも、成年後見人は、速やかに家庭裁判所に対してその旨を報告すべきであろう¹³。

第860条の3（新設） 成年被後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を

受け取ったときは、これを開いて見ることができ。

2 成年被後見人は、その受け取った前項の郵便物等で成年被後見人の事務に關しないものは、速やかに成年被後見人に交付しなければなら。

3 成年被後見人は、成年被後見人に対し、成年被後見人が受け取った第1項の郵便物等（前項の規定により成年被後見人に交付されたものを除く。）の閲覧を求めることができ。

¹⁰ 本項と同様に、審判に当たり期間を定めることとし、期間満了後も措置を続ける必要がある場合に期間の延長や更新ではなく、当初の審判と同種の審判をすることとしている例として、親権停止（民法第834条の2）がある。

¹¹ 郵便物等の回送を受けていない成年被後見人が辞任し、又は解任された場合には、本項にいう「成年被後見人の任務が終了したとき」には該当せず、第1項の嘱託を取り消す必要はない。

¹² 日本郵便の実務においては、郵便局が家族からの通知や現地調査等により特定の者の死亡事実を把握した場合には、その時点以降、その者に宛てた郵便物等は全て差出人に返付（返送）されることになるため、そもそも回送の前提を欠くことになる。

¹³ 実務においては、成年被後見人が死亡した際には、後見人に対し、死亡診断書の写し又は戸籍・除籍謄本を添付して家庭裁判所に報告することを求めているようである（東京家裁後見問題研究会編「後見の実務」別冊判例タイムズ36号99頁）。

1 本条の趣旨

前述したとおり、成年被後見人宛ての郵便物等は、成年被後見人が成年被後見人の財産状況を正確に把握し、適切な財産管理を行う上で極めて重要な役割を果たすものである。このため、従前から、成年被後見人は成年被後見人の財産管理を行うために必要に応じて成年被後見人宛郵便物等を開披することができると解釈されている¹⁴。例えば、成年被後見人が成年被後見人と同居する親族である場合には、自宅に配達された成年被後見人宛郵便物等を開披することが可能と解される。

本条は、現行法上の前記解釈を踏まえ、成年被後見人には、郵便物等の回送の審判により成年被後見人宛郵便物等の回送を受けた場合だけでなく、それ以外の方法でこれらの郵便物等を受け取った場合にも、これを開披する権限があること¹⁵を明確にする趣旨で設けられた規定である。

2 成年被後見人が開披することのできる郵便物等の範囲（第1項）

成年被後見人は、基本的には全ての郵便物等を開いて見ることができると考えられる。なぜなら、郵便物等に封がされている場合には、これを開披して中身を確認しない限り、成年被後見人の財産に關するものであるか否かを判断することは困難といわざるを得ないからである。

もっとも、当該郵便物等の外観等から、その内容が成年被後見人の財産とは無関係であることが一見して明白であるにもかかわらず、成年被後見人があえてこれを開披したというような場合には、善管注意義務違反（民法第852条で準用する第644条）が問題となることもあり得るものと考えられる。いずれにしても、成年被後見人が成年被後見人宛郵便物等を開披するに当たっては、成年被後見人の通信の秘密に配慮しつつ、慎重な取扱いをす

¹⁴ 赤沼康弘「成年被後見人の権限と限界」判例タイムズ1406号7頁等。

¹⁵ この点は、本条が「成年被後見人は、成年被後見人に宛てた郵便物等を受け取ったときは」とするのみで、何らの限定を設けていないことから明らかである。

また、本条は類似の回送制度について定めた破産法第81条、第82条、会社更生法第75条、第76条、民事再生法第73条、第74条の各規定と同様に、回送嘱託の審判について定めた新第860条の2とは別の条に分けて規定しているところ、前記破産法等の規定はいずれも、破産管財人等が一般的に破産者等宛郵便物等の開披権限を有するものと解されている（竹下守夫「大コンメンタール破産法」349頁）。

ることが必要と考えられる。

3 成年被後見人に対する郵便物等交付義務（第2項）

成年被後見人は、回送を受けた成年被後見人宛郵便物等のうち成年被後見人の事務に関しないものについては、速やかに成年被後見人に交付しなければならぬ。郵便物等の回送の制度は、成年被後見人が財産管理等の事務を行うために特に認められたものであるから、その事務と無関係な郵便物等について速やかに成年被後見人に返還すべきことは、成年被後見人の通信の秘密を持ち出すまでもなく、当然であると考えられる。

「成年被後見人の事務に関しないもの」とは、友人からの私信や同窓会の開催通知等といった、成年被後見人の財産とは無関係の郵便物等をいう。また、「速やかに」とは、成年被後見人が当該郵便物等を受領した後、相応の短い期間内に成年被後見人に交付（又は郵送）することを想定したものと解される。したがって、例えば、成年被後見人が後見事務とは無関係の成年被後見人宛郵便物を成年被後見人に交付しないまま長期間にわたり所持し続ける行為は、本項及び善管注意義務に違反することとなる¹⁶。

なお、「交付」とは、直接の手交のみに限らず、郵送等の手段も含むものと解される。

4 成年被後見人の郵便物等閲覧請求権（第3項）

成年被後見人からの閲覧請求があった場合には、成年被後見人は、自らが管理している全ての成年被後見人宛郵便物等を成年被後見人に閲覧させなければならぬ。本項も第2項と同様、成年被後見人の通信の秘密に対する配慮から設けられた規定である¹⁷。

¹⁶ 成年被後見人は、成年被後見人に対する郵便物等交付義務の前提として、回送された成年被後見人宛郵便物等を全て受領した上で適切に管理する必要がある。

¹⁷ もっとも、成年被後見人は基本的に事理弁識能力を欠く常況にあるため、実際上は、成年被後見人が積極的に関覧請求権を行使することが困難な場合も想定される。したがって、本項については、成年被後見人からの請求がなければ郵便物を閲覧させる必要がないと反対解釈することは相当でなく、自己宛の郵便物等は全て閲覧したいと考えるのが成年被後見人の通常の意思と考えられることに鑑み、成年被後見人としては、自ら受領した成年被後見人宛郵便物等をできる限り早期に成年被後見人に閲覧させることが望ましい。

（成年被後見人の死亡後の成年被後見人の権限）

第873条の2（新設） 成年被後見人は、成年被後見人が死亡した場合において、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することとが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、次に掲げる行為をすることができ、ただし、第三号に掲げる行為をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

一 相続財産に属する特定の財産の保存に必要なる行為

二 相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済

三 その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（前二号に掲げる行為を除く。）

1 本案の趣旨

成年被後見人が死亡した場合には、成年被後見人は当然に終了し、成年被後見人は原則として法定代理権等の権限を喪失することになる（民法第111条第1項、第653条第1号参照）。しかし、実務上、成年被後見人は、成年被後見人の死亡後も一定の事務（いわゆる死後事務¹⁸）を行うことを周囲から期待され、社会通念上これを拒むことが困難な場合があるとされる。

成年被後見終了後の事務に関する規定としては、従前から応急処分（民法第874条において準用する第654条）等の規定が存在するものの、「急迫の事情があるとき」等の限定が付されている上、これにより成年被後見人が行うことができる事務の範囲も必ずしも明確でないため、実務上、成年被後見人が対応に難渋する場合があるとの指摘がされていた。

そこで、本改正により本条が新設され、個々の相続財産の保存行為、弁済期が到来した債務の弁済、火葬又は埋葬に關する契約の締結等といった一定の範囲の死後事務について、成年被後見人の権限に含まれることが明らかにされた。

本条は、死後事務を①個々の相続財産の保存行為（第1号）と②相続財

18 例え、遺体の引取り及び埋葬並びに成年被後見人の生前にかかった医療費、入院費、施設費及び公共料金の支払等が挙げられる。

産全体の保存に必要な行為（第3号）の2類型に分類した上で、①については成年後見人が家庭裁判所の許可を得ずとも行うことができることとし、②については、一般に相続人等に与える影響が大きいに鑑み、家庭裁判所の許可を得て行うことができることとしている。

なお、「死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結」については、その性質上、必ずしも保存行為とは言えない面もあることから、適用上の疑義が生ずることを避けるため、第3号において明示的に規定されている。

他方、弁済期が到来した債務の弁済は、本来、前記②に分類されるものと考えられるが、かかる行為は債務を消滅させ、遅延損害金の発生を防止するものであって、類型的に相続人の財産権を害するおそれは少ないと考えられる。そこで、本改正においては、前記②について規定した第3号とは別個に第2号が設けられ、弁済期が到来した債務の弁済については、家庭裁判所の許可は不要とされている。

2 成年後見人が死後事務を行うための要件（往書）

(1) 「必要があるとき」

「必要があるとき」とは、例えば、入院費等の支払を請求されているが、成年被後見人の相続人の連絡先が不明である等の事情により、成年被後見人が支払をしないと、相当期間債務の支払がされないこととなる場合が想定される。

(2) 「相続人が相続財産を管理することができるに至るまで」

「相続人が相続財産を管理することができるに至るまで」とは、基本的には、相続人に相続財産を実際に引き渡す時点までを指すものと解される。本条各号に掲げられた行為は、本来、成年被後見人の相続人において行うべきものであることから、このような時期的限定が設けられている。

もともと、成年被後見人は、成年被後見人の死亡後2か月以内に管理の計算をし、相続人に成年被後見人の財産を引き渡す義務を負っている（民法第870条）ことからすれば、成年被後見人が相続財産を相続人に引き渡さない限りいつまでも死後事務を行うことができるのは相当でない。仮

に成年被後見人が前記義務を履行することができる状況にあり、かつ、相続人もいつでも相続財産の引継ぎを受けることができる状態となった場合には、「相続人が相続財産を管理することができる」状態に至ったものと考えられるから、この場合には、成年被後見人は本条に規定する死後事務を行う権限を有しないこととなる。

(3) 「成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかとなるとき」

「成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかとなるとき」とは、成年被後見人が本条各号の事務を行うことについて、成年被後見人の相続人が明確に反対の意思を表示している場合をいう。相続人が複数いる場合には、そのうち1人でも反対の意思を表示しているときは、成年被後見人はその意思に反して本条各号の事務を行うことはできないと解される。

これに対し、⑦相続人がいないか、又はいるかどうか不明である場合や、⑧相続人はいるものの、所在不明又は連絡が取れない場合については、いずれも「成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかとなるとき」には該当しないと考えられる。

なお、家庭裁判所が本条3号に係る行為の許可の審判をするに当たって、相続人の陳述を聴くことは必要だとされていない（家事事件手続法第120条参照）。

(4) 本条の対象が後見類型のみに限定された理由

本条に基づいて死後事務を行うことができるのは成年被後見人のみであり、保佐人及び補助人は含まれない。その理由は以下のとおりと考えられる。すなわち、成年被後見人は成年被後見人の財産について包括的な管理権を有している（民法第859条第1項）のに対し、保佐人及び補助人は、そのような包括的な管理権は有しておらず、特定の法律行為について同意権、取消権又は代理権を付与されているにすぎない。このため、仮に保佐人及び補助人に死後事務に関する権限を付与するものとする、保佐人等が保佐人等の生前よりみかえって強い権限を持つことにもなりかねず、必ずしも相当でないと考えられる。このため、本条は成年被後見人に限って一定の

死後事務を行う権限を認めたものと考えられる。

3 「相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為」(第1号)

第1号は、成年後見人が、成年被後見人の死亡後であっても、「相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為」をすることができ旨規定している。

「相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為」とは、特定の財産に対する保存行為(財産の現状を維持するために必要な行為)と解され、具体的には、①相続財産に属する債権について時刻の完成が間近に迫っている場合に行う時効の中断(民法第147条第1号)や、②相続財産に属する建物に雨漏りがある場合にこれを修繕する行為などが考えられる。このような行為は相続財産の維持に役立つものであり、相続人の通常的意思(推定的意思)にも合致するものと考えられたことから、裁判所の許可がなくとも成年後見人において行うことができるものとされた。

なお、前記②(雨漏りを修繕する行為)については、保存行為のために相当額の支出(修繕費の支払)を伴う場合があることから、そのような行為が第1号(相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為)と第3号(相続財産の保存に必要な行為)のいずれに該当するかが問題となり得る。この点については、前記②のように保存行為について一定の支出を伴う場合であっても、それが「特定の財産の保存に必要な行為」に当たると認められる以上、第1号の対象になるものと考えられる(他方、第3号は「(前二号に掲げる行為を除く。)」と規定しているため、第3号の対象とはならない。)。もともと、第1号に該当する行為をするに当たり、その費用を捻出するために預貯金口座から払戻しを受ける場合には、当該払戻しは別途本条第3号に該当し、家庭裁判所の許可が必要であることに注意を要する。

4 「相続財産に属する債務の弁済」(第2号)

第2号は、成年後見人が、成年被後見人の死亡後であっても、弁済期が到来した債務の弁済をすることができ旨規定している。具体的には、成年被後見人が入院していた際の医療費や、成年被後見人が住んでいた居室の賃料等の支払が考えられる。前記のとおり、これらの費用の支払は債務

を消滅させ、遅延損害金の発生防止にもつながるものであり、相続人の管理処分権を害するおそれは少ないと考えられたことから、弁済期が到来したものである限りは、家庭裁判所の許可を得ずとも成年後見人において弁済することができるとされた。

もともと、本号に基づく弁済は、当然のことながら相続債務が存在することが前提であり、また、相続債務の弁済は本来相続人がすべきものであるから、相続債務の存否については疑義がある場合には、基本的には本号に基づく弁済はすべきではないと考えられる。したがって、客観的には相続債務がなかったにもかかわらず、成年後見人が請求に応じて安易に弁済した場合には、善管注意義務違反が問題となり得るものと考えられる。

なお、本号に基づき債務の弁済をする場合であっても、弁済資金を捻出するために預貯金口座から払戻しを受ける行為は、本条第3号に該当し、家庭裁判所の許可が必要であることに注意を要する。

5 「死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為」(第3号)

(1) 概要

第3号は、成年後見人が、成年被後見人の死亡後に、家庭裁判所の許可を得て、「死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為」をすることができ旨規定している。前記1のとおり、実務上、成年後見人が成年被後見人の死亡後に火葬等の手続をする必要に迫られ、対応に苦慮する場合があることに対応し、成年後見人の権限として明文化されたものである。

(2) 「死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結」

「死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結」とは、成年被後見人の遺体の引取りや火葬¹⁹⁾等のために行う葬儀業者等との契約の締結をいう。遺体については、法律上、死亡後24時間以内の火葬等が禁止されており(墓地、

19 「火葬」とは死体を葬るために、これを焼くことをいい、「埋葬」とは死体を土中に葬ること(いわゆる土葬)をいう(墓地、埋葬等に関する法律第2条第2項、第1項)。

埋葬等に関する法律第3条本文)、衛生上あるいは社会通念上も、適切な方法で遺体を保管することが必要とされる。他方で、遺体の保管には相応の手間と費用がかかるため、相続財産の目減りを防止するという意味でも、早期に遺体を引き取り火葬等の手続をすることが必要であると考えられる。このため、例えば、成年被後見人の相続人と連絡が取れない場合や、相続人が遺体の引取りを拒んでいるような場合等において、成年被後見人が火葬等の契約を締結する必要性とあることがされている。もともと、火葬はいったん行くとやり直しがきかず、事後に相続人等との間で紛争を生ずるおそれもある。そこで、本号においては、成年被後見人が家庭裁判所の許可²⁰を得た上で、前記の行為をすることができるとされている。

なお、墓地及び埋葬に関する法律第9条は「死体の埋葬又は火葬を行う者がないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。」と規定している。これに対し、本条は、「必要があるとき」等の一定の要件の下に、成年被後見人が火葬又は埋葬に関する契約を締結することができるとしたにすぎず、成年被後見人に遺体の引取り及び火葬等の義務を負わせただけのものではない。したがって、墓地及び埋葬に関する法律第9条により市町村長が遺体の火葬等の義務を負う場合には、市町村長としては、成年被後見人が本条に基づき火葬等を行うことができることを理由に、遺体の引取りや火葬等を拒むことはできないものと考えられる。

(3) 納骨に関する契約は「死体の火葬又は埋葬に関する契約」に含まれるか(積極)

身寄りのない成年被後見人が死亡した場合などにおいては、遺骨の引取り手がないために成年被後見人が遺骨の取扱いに苦慮する事態も想定される。このような場合には、成年被後見人において遺体の火葬とともに納骨堂等への納骨に関する契約を締結する方法が考えられるところ、納骨に関する

20 火葬は死後おおむね数日の間に行われることが通常であるため、成年被後見人が本号に基づいて火葬に関する契約締結等をする場合には、家庭裁判所に対する申立ての手続を迅速に行うことが必要となる。もともと、成年被後見人において火葬等の必要性を明らかにすることは比較的容易と考えられ、家庭裁判所が許否の判断をする際も、本改正の趣旨を踏まえ、適切に判断されるものと思われる。

る契約も「死体の火葬又は埋葬に関する契約」に準ずるものとして、家庭裁判所がその必要性等を考慮した上で、その許否を判断することができるものと解される。

(4) 葬儀は「死体の火葬又は埋葬に関する契約」に含まれるか(消極)
成年被後見人の葬儀に関する契約は第3号にいう「死体の火葬又は埋葬に関する契約」に含まれない²¹ことに注意を要する。その理由は以下のとおりである。

すなわち、葬儀は、遺体の引取り及び火葬とは異なり、その施行が公衆衛生上不可欠というわけではなく、法律上の義務として課されているわけでもない。また、葬儀は、宗派、規模等によって様々な形態が考えられるところ、その施行方法や費用負担等をめぐって、事後に相続人との間でトラブルが生ずるおそれがある。したがって、本条は成年被後見人に葬儀を施行する権限までは与えていない²²。

(5) 「その他相続財産の保存に必要な行為」

第3号の「その他相続財産の保存に必要な行為」とは、相続財産全体の保存に必要な行為をいい、具体的には、

- ・ 成年被後見人が管理していた成年被後見人所有に係る動産の寄託契約の締結

- ・ 成年被後見人の居室に関する電気・ガス・水道等供給契約の解約
- ・ 債務を弁済するための預貯金(成年被後見人名義口座)の払戻し

等が想定される。これらの行為は個々の相続財産の保存に直接つながるものではないが、これらの行為をしないと、相続財産の総額が減少すること

21 立憲院附において、葬儀に関する契約を第3号に含めることも検討されたが、本文記載の理由のほか、家庭裁判所が成年被後見人の宗派や相続人の意思等を正確に把握し、かつ、葬儀の実施費用の相当性を判断するのは困難と認めざるを得ないことなどから、葬儀に関する契約は第3号に含めないこととされた。

22 成年被後見人が、後見事務とは別に、個人として参加者を募り、参加者から徴収した会費を使って無宗教のお別れ会を開くことについては、特に禁止されるものではないと解される。

になるため、全体としての「相続財産の保存に必要な行為」に当たり得るものと考えられる。他方で、相続財産はあくまで相続人において管理処分すべきものであることから、成年後見人がこれらの相続財産に影響を及ぼす行為を無制限に行うことができるとするのは相当でない。そこで、本条第3号は、成年後見人が家庭裁判所の許可を得た上でこれらの行為を行うことができるとしている。

(6) 成年後見人が第3号該当事務を裁判所の許可を得ずに行った場合の効果

成年後見人が裁判所の許可を得ないで本条第3号に該当する行為（例えば、火葬に関する契約の締結）をした場合には、無権代理（民法第117条）と同様、当該行為の効果は相続人に帰属しないこととなる。

他方、本改正によっても、従前から存在する応急処分（民法第874条で準用する第654条）や事務管理（第697条）の規定に基づいて死後事務を行うことは否定されるものではない。したがって、本条第3号に該当する行為であっても、それが応急処分に該当すると認められる場合には、成年後見人が家庭裁判所の許可なしに行うことも許容されるものと考えられる。

(7) 成年後見人の死後事務と法定単純承認（民法第921条）との関係について

成年後見人が死後事務として相続財産の処分等を行った場合には、これにより相続人について法定単純承認の効果が生じてしまうのではないかが問題となり得る。

判例は、相続人の法定代理人が相続人に代わって熟慮期間中に相続財産を処分した場合にも単純承認の効果が生ずるとしており（大審院大正13年7月9日判決）、学説上も、「放棄ないし限定承認をするか否かの決定さえできる法定代理人が処分行為をしたのだから、その結果として単純承認の効果が生じてもやむを得ない」との説明がされている。もっとも、成年後見人は相続人に代わって死後事務を行うものとはいえ、相続放棄等をする権限は何ら有していないのであるから、成年後見人が死後事務として相続

財産の処分等をしたとしても、相続人につき法定単純承認の効果は生じないものと解される。

第3 家事事件手続法（平成23年法律第52号）の一部改正（改正法第2条関係）

(管轄)

第117条 後見開始の審判事件（別表第一の一の項の事項についての審判事件をいう。次項及び次条第一号において同じ。）は、成年被後見人となるべき者の住所を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 成年後見に関する審判事件（別表第一の一の項から十六の二の項までの事項についての審判事件をいう。）は、後見開始の審判事件を除き、後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

1 本条の趣旨

本条は、成年後見に関する審判事件（別表第1の1の項から16の2の項までの事項についての審判事件）の管轄裁判所についての規律を定めたものである。

このうち第2項は、後見開始の審判事件以外の成年後見に関する審判事件について、原則として後見開始の審判をした家庭裁判所の管轄に属するものとした上で、後見開始の審判事件に係属している場合には、他の成年後見に関する審判事件についても後見開始の審判が係属している家庭裁判所が管轄権を有するものとしている。

2 改正の内容（第2項の一部を改正）

成年後見に関する審判事件は、改正前は別表第1の1の項から16の項までであったが、本改正により、新たに12の2の項「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更」並びに16の2の項

「成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可」が加わったことに基づき、本条第2項においても「十六の項」が「十六の二の項」に改められた。

(手続行為能力)

第118条 次に掲げる審判事件（第一号、第四号及び第六号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は、第十七条第一項において準用する民事訴訟法第三十一条の規定にかかわらず、法定代理人によらずに、自ら手続行為をすることができ、その者が被保佐人又は被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であって、保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も、同様とする。

- 一 後見開始の審判事件
- 二 後見開始の審判の取消しの審判事件（別表第一の一の二の項の事項についての審判事件をいう。）
- 三 成年被後見人の選任の審判事件（別表第一の一の三の項の事項についての審判事件をいう。）
- 四 成年被後見人の解任の審判事件（別表第一の一の五の項の事項についての審判事件をいう。第百二十七条第一項において同じ。）
- 五 成年被後見監督人の選任の審判事件（別表第一の一の六の項の事項についての審判事件をいう。）
- 六 成年被後見監督人の解任の審判事件（別表第一の一の八の項の事項についての審判事件をいう。第百二十七条第五項において同じ。）
- 七 成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件（別表第一の一の十二の項の事項についての審判事件をいう。）
- 八 成年被後見人に宛てた郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第三項に規定する信書郵便物（以下「郵便物等」という。）の配達の嘱託及びその嘱託

託の取消し又は変更の審判事件（別表第一の一の十二の二の項の事項についての審判事件をいう。第百二十三条の二において「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件」という。）

九 成年被後見の事務の監督の審判事件（別表第一の一の十四の項の事項についての審判事件をいう。）

十 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の一の十五の項の事項についての審判事件をいう。第百二十五条第一項及び第二項において同じ。）

1 本案の趣旨

本条は、成年被後見人（となるべき者）について、一般的には本法第17条第1項において準用する民事訴訟法第31条の規定により手続行為能力を制限されていても、各号に掲げる審判事件においては自ら有効に手続行為をすることができるとした規定である。このような規定が設けられているのは、そもそも成年被後見に関する審判事件は成年被後見人（となるべき者）の利益の観点から処理されるものであるから、成年被後見人（となるべき者）が意思能力を有する限り²³、自ら審判手続に参与し有効に手続行為をすることができるとするのが相当と考えられたためである（金子修編著「逐条解説・家事事件手続法」（以下「逐条解説」という。）377頁）。

2 改正の内容（旧第8号を第9号、旧第9号を第10号とした上、第8号を新設）

本改正により、新たに、成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判事件に関する第8号が加えられ、その結果、旧第8号及び旧第9号がそれぞれ第9号、第10号とされた。

新しい第8号は、前記各審判事件において、成年被後見人は法定代理人

²³ 成年被後見人が意思能力を欠いている場合には、本条によっても自ら有効に手続行為をすることはできない。

²⁴ 民法第7条は被保佐人が保佐人の同意を得ることなく自ら有効に後見開始の審判の申立てをすることができるとを前提にしており、同法第10条は成年被後見人が自ら有効に後見開始の審判の取消しの申立てをすることができるとを前提にしている。

によらずに自ら手続行為をすることができるとした規定である。前記各審判事件は成年被後見人の重要な権利である通信の秘密に直接関わるものであるため、成年被後見人が自ら審理手続に参与し有効に手続行為をすることができるとするものが相当であることから、本改正により新設された民法第960条の2第3項において成年被後見人の申立権が認められ、本条第8号においても成年被後見人が自ら有効に手続行為をすることができるとされた。

(陳述及び意見の聴取)

第120条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号から第三号までにあっては、申立人を除く。）の陳述を聴かなければならない。ただし、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。

- 一 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者
- 二 後見開始の審判の取消しの審判（民法第十條の規定による場合に限る。） 成年被後見人及び成年被後見人
- 三 成年被後見人又は成年被後見監督人の選任の審判 成年被後見人となるべき者又は成年被後見人
- 四 成年被後見人の解任の審判 成年被後見人
- 五 成年被後見監督人の解任の審判 成年被後見監督人
- 六 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人

2 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。

- 一 成年被後見人の選任の審判 成年被後見人となるべき者
- 二 成年被後見監督人の選任の審判 成年被後見監督人となるべき者

1 本案の趣旨

本案は、成年被後見に関する審判事件における成年被後見人等の陳述の聴取などについて定めた規定である。

2 改正の内容（第1項第6号を新設）

本改正により、第1項に第6号が新設された。同号は、家庭裁判所が成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判をする場合において、成年被後見人の陳述を聴かなければならないものとしている。仮に郵便物等の配達の嘱託の審判がされた場合には、成年被後見人宛郵便物等が成年被後見人に回送され、これにより成年被後見人の通信の秘密が制約されることになるため、手続保障の見地から、成年被後見人が家庭裁判所にその認識等を述べる機会を確保することとしたものである。

もっとも、成年被後見人の心身の障害によりその陳述を聴くことができない場合（例えば、成年被後見人が意識不明の状態にある場合など）には、家庭裁判所は、その陳述を聴取せずに当該審判をすることができ（本条ただし書）。

(審判の告知等)

第122条 次の各号に掲げる審判は、当該各号に定める者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については、第七十四條第一項の規定は、適用しない。

- 二 後見開始の審判 成年被後見人となるべき者
- 三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人

見人

2 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判は、信書の送達の事業を行う者に告知することを要しない。この場合においては、その審判が効力を生じた時に、信書の送達の事業を行う者に通知しなければならない。

3 次の各号に掲げる審判は、第七十四條第一項に規定する者のほか、当該各号に定める者に告知しなければならない。

- 一 後見開始の審判 民法第八百四十三條第一項の規定により成年被後見人に選任される者並びに任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号。以下「任意後見契約法」という。）第十條第三

項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

- 二 後見開始の審判の取消しの審判 成年後見人及び成年後見監督人
三 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 成年後見人

1 本条の趣旨

本条は、成年後見に関する審判事件における審判の告知²⁵に関し、第74条第1項の特則を定めたものである。すなわち、成年被後見人が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者（民法第7条）であり、成年被後見人に各審判を告知することは困難といわざるを得ないことに鑑み、本条第1項各号の審判については、審判を受ける者等に対する審判の告知を要求した第74条第1項を適用せず、成年被後見人となるべき者等に対する「通知」²⁶で足りるものとしている。

2 改正の内容

- (1) 第1項関係（各号列記に変更し、第2号を新設）

本改正により成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判が新たに追加されたことに伴い、各号列記の体裁に改められた。

- (2) 第2項関係（新設）

本改正により新設された第2項は、成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判については、信書の送達の手続きを行う者（以下「事業者」という。）に告知することを要しないとした上で、その審判が効力を生じた時に、事業者に通知しなければならないものとしている。

第74条第1項では、「審判は、特別の定めがある場合を除き…審判を受け

る者に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。」とされており、ここで「審判を受ける者」とは、一般に、審判の名宛人をいうものとして解されている（逐条解説243頁）。前記各審判は、事業者に対し、成年後見人への郵便物等の回送等を嘱託するものであるから、前記各審判における「審判を受ける者」は事業者になるものと考えられる。もともと、事業者は、各審判内容につき何ら固有の利益を有しないため、特に手続保障を与える必要はない。他方で、前記各審判が確定した場合に、事業者において成年被後見人宛郵便物等の回送を円滑に行うために、家庭裁判所から事業者に対し、当該審判の内容を確実に通知することが必要である。

そこで、本項では、前記各審判につき、第74条第1項における「特別の定め」として、事業者に対する審判の告知を不要とした上で、審判確定時には事業者に対して審判内容を通知しなければならないものとしている。

- (3) 第3項関係（旧第2項を第3項とし、第3号を新設）

新設された第3項第3号は、成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判は、第74条第1項に規定する者のほか、成年後見人に告知しなければならないとしている。

第3号が設けられた趣旨は、当該審判について成年後見人に即時抗告の機会を与えることにある。すなわち、仮に第3号の規定がなかったとすると、例えば、成年被後見人が郵便物等の回送嘱託の取消し又は変更を申し立て、その旨の審判がされた場合には、その審判は事業者（審判を受ける者）には通知されるものの、申立人でも審判を受ける者でもない成年後見人には告知されない。その結果、即時抗告権を有する成年後見人が審判の存在を知らないまま、回送嘱託の取消し又は変更の審判が確定することに異議を唱えられない。そこで、このような事態が生じないようにするため、第3号が設けられた。

（即時抗告）

第123条 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

²⁵ 審判の告知とは、内部的に成立した審判の内容を当事者等に丁知させる手続行為である。

²⁶ 通知の方法には特段の制限はなく、相当な方法で行えば足りるとされている。

- 一 後見開始の審判 民法第七条及び任意後見契約法第十条第二項に規定する者
 - 二 後見開始の申立てを却下する審判 申立人
 - 三 後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十条に規定する者
 - 四 成年後見人の解任の審判 成年後見人
 - 五 成年後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族
 - 六 成年後見監督人の解任の審判 成年後見監督人
 - 七 成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに成年被後見人及びその親族
 - 八 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 成年被後見人及びその親族
 - 九 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の取消し又は変更の審判 成年後見人
 - 十 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の申立てを却下する審判 申立人
 - 十一 成年被後見人の死亡後の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判 申立人
- 2 審判の告知を受ける者でない者による後見開始の審判に対する即時抗告の期間は、民法第八百四十三条第一項の規定により成年後見人に選任される者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

1 本条の趣旨

本条は、成年後見に関する審判事件における審判について、即時抗告権者を定めた規定である²⁷。

27 本条は、第85条第1項及び第86条第2項に規定する「特別の定め」に当たる。

2 改正の内容 (第1項に第8号から第11号までの規定を新設)

本改正により「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の審判」及び「成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可の審判」が新設されたことに伴い、本条第1項においても第8号から第11号までの規定が新設され、前記各審判（又は申立てを却下する審判）について、それぞれ即時抗告をすることができ旨及び即時抗告権者が定められた。

具体的には、以下のとおりである。

① 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判 (第8号)

第8号は、成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判に対し、成年被後見人及びその親族が即時抗告をすることができ旨を定めている。成年被後見人は当該審判により自己に宛てた郵便物等が成年後見人に回送され、通信の秘密が制約される立場にあることから、即時抗告権が認められた。もともと、成年被後見人が自ら即時抗告を行うことは必ずしも容易でないと想定されることから、その保護を図るため、成年被後見人の親族にも即時抗告権が与えられている。

なお、第8号は成年後見人に即時抗告権を与えていない。したがって、成年後見人は、当該審判で定められた嘱託期間に不服がある場合であっても、即時抗告をすることはできない。このような場合には、成年後見人としては、必要に応じ、嘱託期間満了時に改めて嘱託の審判を申し立てるべきことになる。

② 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判 (第9号)

第9号は、成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判に対し、成年後見人が即時抗告をすることができ旨を定めている。成年後見人は成年被後見人の財産を適切に管理するために郵便物等の回送の嘱託の審判を得ている²⁸と考えられることからすれば、当

28 なお、複数の成年後見人が選任されている場合には、郵便物等の回送の嘱託の審判に自ら関与していない成年後見人も存在し得ることになるが、郵便物等の回送は成年

該嘱託の取消し又は変更について強い利害関係を有するといえ、これらの審判がされた場合には成年後見人に不服申立ての機会を与えるのが相当と考えられるからである。他方、前記のとおり、回送嘱託の変更の審判において、回送嘱託期間を伸長することは認められず、この審判によって成年後見人の通信の秘密が更に制約されるという関係にはないことから、成年後見人には即時抗告権を認めていない。

③ 成年後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその嘱託の取消し又は変更の申立てを却下する審判（第10号）

第10号は、成年後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託及びその取消し又は変更の申立てを却下する審判に対し、申立人が即時抗告をすることができ旨を定めている。これは、配達の嘱託及びその取消し又は変更を求めて申立てをした者にとって、申立てが認められなかった場合には、不服申立てをしてその判断を争う正当な利益があるといえるからである。なお、当該申立人以外の申立権者は、自ら配達の嘱託及びその取消し又は変更の審判の申立てをすることができ、本号において即時抗告権は与えられていない。

④ 成年後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判（第11号）

第11号は、成年後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可の申立てを却下する審判に対し、申立人（成年後見人）が即時抗告をすることができ旨を定めている。第10号と同様、前記許可を求めて申立てをした者にとって、申立てが認められなかった場合には、不服申立てをしてその判断を争う正当な利益があるといえるからである。

なお、第9号とは異なり、複数の成年後見人が選任されていた場合であっても、申立人以外の成年後見人は即時抗告権が与えられていない。もともと、当該成年後見人としては、これとは別に自ら前記許可の審判

被後見人の財産管理につき重要な意義を有することからすれば、本号は全ての成年後見人に即時抗告権を与えているものと考えられる。

の申立てをすることができる。

（陳述の聴取の例外）

第123条の2（新設） 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件においては、第八十九条第一項の規定（第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）にかかわらず、抗告裁判所は、信書の送達の手続を行う者の陳述を聴くことを要しない。

1 本案の趣旨

本条は、成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託等の審判事件の抗告審等における陳述の聴取について、第89条第1項の特則を定めた規定である。

第89条第1項は、抗告裁判所が原審判を取り消して自ら変更の決定をする場合等において、原審判に直接的な利害関係を有すると考えられる原審の当事者及びその他の審判を受ける者に反論の機会を保障するため、これらの者の陳述を聞かなければならないものとしているところ、前記審判事件において審判を受ける者となる事業者は、前記審判事件につき何ら固有の利益を有しておらず、そのような機会を与える必要はないため、本条により、抗告審は信書の送達の手続を行う者の陳述を聴くことを要しないものとされた。